

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改  
正する条例制定について

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成28年6月22日 提出

周南市長 木村 健一郎

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改  
正する条例

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年周南市条  
例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する  
条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、  
同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参考)

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 周南市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円30銭</u>を超える場合には、<u>7円30銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 周南市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円30銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>